

在宅就業障害者特例調整金・報奨金の算定方法を見直しました

厚生労働省
(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

- 「在宅就業障害者支援制度」は、自宅等において就業する障害者に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度に基づいて、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。
- この制度について、小口発注も支給対象となるよう算定方法を見直し、企業からの仕事の発注を受けやすくなりました。

特例調整金・特例報奨金の算定方法は、以下のとおりです。

ある企業の年間の
在宅就業障害者への支払総額

評価額(105万円 → **35万円**)

×

調整額
(**21,000円**)

=

在宅就業障害者特例調整金

※ 小数点以下は切り捨て

- 赤字部分を今回見直し、35万円以上の発注があれば、特例調整金等が申請できるようになりました。
- 常時雇用する労働者が100人以下の企業は、特例報奨金の対象となります。
- 特例報奨金は、調整額の代わりに報奨額(**17,000円**)により算定します。

(例: 事業主が在宅就業障害者に対して、年間250万円の発注を行った場合の特例調整金)

250万円

評価額(35万円)

= 7

×

調整額
(21,000円)

=

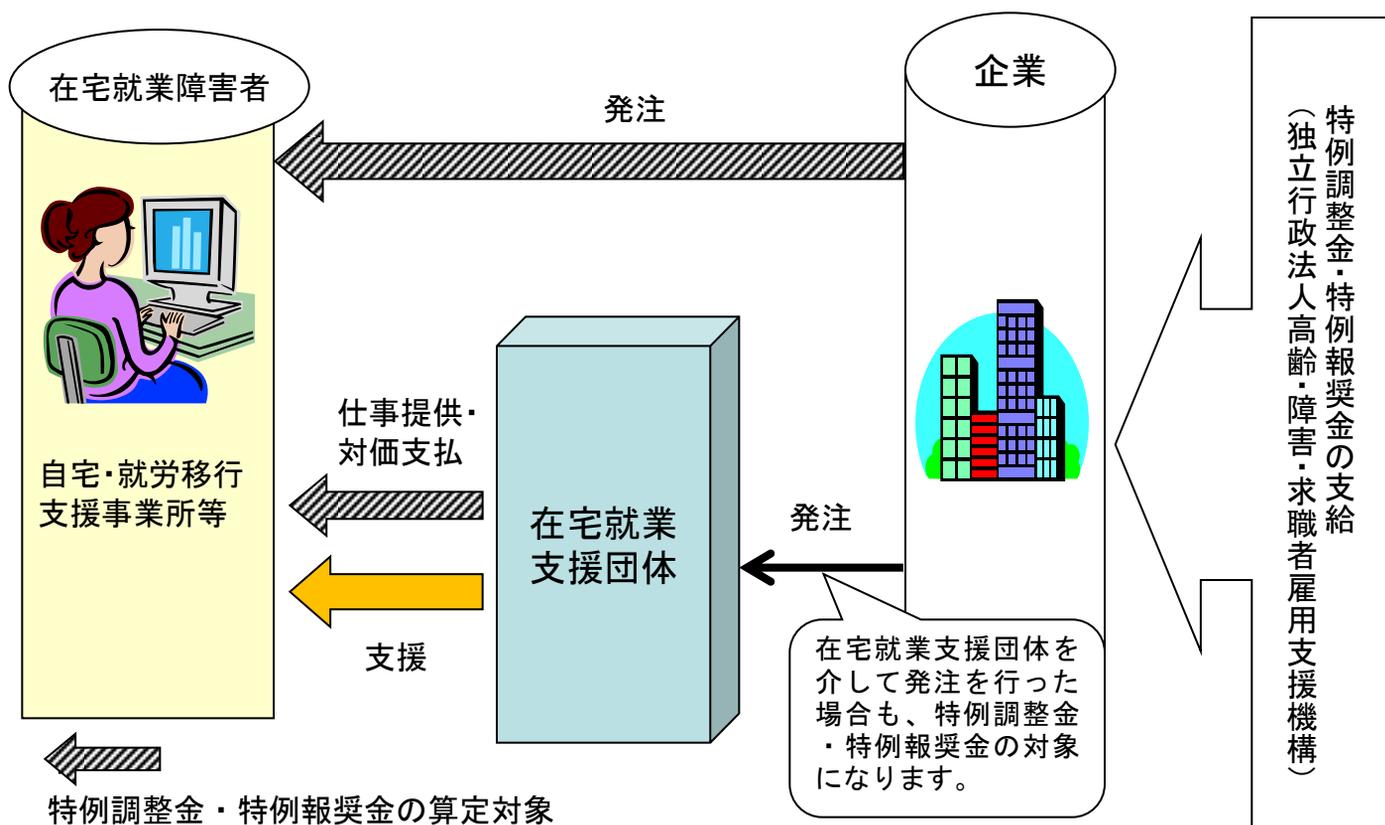
在宅就業障害者
特例調整金
(147,000円)

※ 支給額には上限があります。在宅就業障害者特例調整金・報奨金の詳細については、裏面の「問い合わせ先」までご連絡下さい。

在宅就業障害者支援制度とは

- 在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、制度の対象となります。

在宅就業障害者支援制度のイメージ



問い合わせ先

- 在宅就業者支援制度及び在宅就業支援団体の登録については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。
- 特例調整金・特例報奨金の申請・支給手続きについては最寄りの機構各都道府県支部(高年齢・障害者業務課※)へお問い合わせ下さい。

(※ 東京及び大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)

(<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>)